

売 払 公 告

令和 7 年 8 月 27 日

市有財産の売払いについて、次のとおりインターネットによる一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定に基づき公告する。

江南市長 澤田 和延

1. 一般競争入札に付する物件

物件 番号	財産名称	規格	メーカー	排気量 (cc)	走行距離 (8 月現在) (km)	予定価格 (円)	入札保 証金 (円)
1	小型貨物 自動車	平成 20 年 式 AD バ ン	ニッサ ン株式 会社	1300	111,405	5,000	500

※予定価格とは、あらかじめ江南市が定めた最低落札価格をいう。

2. 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の(1)から(9)までのいずれにも該当しない者であること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項または第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団または同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）に該当する者。法人については、役員など（法人の役員またはその支店もしくは営業所などを代表するものをいう）が暴力団員に該当する者
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体および当該団体の役員もしくは構成員となっている者
- (4) 日本語を完全に理解できない者
- (5) 江南市が定める江南市インターネット公有財産売却ガイドライン（以下「市ガイドライン」という。）および KSI 官公庁オークションに関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、順守できない者
- (6) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの

資格などを有していない者

- (7) 江南市職員
- (8) 参加仮申し込み時点で、20 歳未満の者
- (9) 日本国内に住民登録（法人の場合は法人登記）のない者

3. 入札の参加申し込みなどに関する事項

一般競争入札に参加しようとする者は、紀尾伊町戦略研究所株式会社の提供するインターネット公有財産売却システム（以下「公有財産売却システム」という。）画面上で参加仮申し込みなど一連の手続きを行うこと。

(1) 参加仮申し込み

令和 7 年 9 月 11 日（木）午後 1 時から

令和 7 年 9 月 29 日（月）午後 2 時まで

(2) 参加申し込み（本申し込み）

仮申し込みを行った者は、令和 7 年 10 月 9 日（木）までに入札保証金を納付すること。また、以下の必要書類を江南市に提出すること。期限までに提出しない者は、入札に参加することができない。（郵送の場合は、申込締切日消印有効。）

〈必要書類〉

法人の場合	☐ 公有財産売却一般競争入札参加申込書 ☐ 法人登記全部事項証明書 ☐ 委任状（代理人による参加の場合）
個人の場合	☐ 公有財産売却一般競争入札参加申込書 ☐ 住民票 ☐ 委任状（代理人による参加の場合）

※住民票と法人登記全部事項証明書については入札日前 90 日以内に交付されたものに限る。

※個人の方が参加される場合は添付する住民票を公的機関発行の証（運転免許証、保険証等）の写しをもって代えることができる。

〈提出場所〉

〒483－8701

愛知県江南市赤童子町大堀 90

江南市総務部総務課

〈提出期限〉

令和 7 年 9 月 29 日（月）

4. 入札などの場所および期間

- (1) 場所
公有財産売却システム上
- (2) 入札期間
令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 1 時から
令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 1 時まで
- (3) 開札
令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 5 時から

5. 入札の方法

公有財産売却システムにより入札金額を登録する。なお、この登録は、一度しか行うことができない。

6. 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、3 の手続きと共に売却物件ごとに定められた入札保証金を指定された納付方法により納付すること。

- (1) 入札保証金の納付は、クレジットカードによる納付のみとする。公有財産売却システムの売却物件詳細画面から公有財産売却の参加仮申し込みを行い、入札保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付すること。
- (2) 落札者の納付した入札保証金は、契約保証金および売却代金に充当する。
- (3) 落札者以外の者には、クレジットカードからの入札保証金の引き落としを行わない。
- (4) 落札者が、江南市が定める契約締結期限までに契約を締結しない場合は、その落札を無効とし、入札保証金は江南市に帰属する。

7. 入札の無効

2 に示した入札参加資格のない者のした入札および市ガイドラインに違反した入札は無効とする。

8. 落札者の決定の方法

入札期間終了後、江南市は開札を行い、物件ごとに公有財産売却システム上の入札において、入札価格が予定価格以上でかつ最高価格である入札者を落札者として決定する。ただし、最高価格での入札者が複数存在する場合は、くじ（自動抽選）で落札者を決定する。なお、落札者の決定に当たっては、落札者の会員識別番号を落札者の氏名（名称）とみなす。

9. 契約および契約保証金に関する事項

落札者は、落札決定後、江南市からの契約締結に関する案内に従い江南市と契約を締結しなければならない。

(1) 契約締結期限

令和7年10月30日（木）午後5時まで

落札者が、契約締結期限までに契約しなかったとき、および2に該当する者であることが判明した場合は、売却の決定は取り消される。

(2) 契約保証金

6の(2)により、入札保証金を契約保証金に充当する。

(3) 必要書類

契約に際しては、江南市より契約書（2通）を送付するので、落札者は必要事項を記入・押印のうえ、契約締結期限までに江南市に直接持参または郵送すること。

10. 売払代金の納付

落札者は契約締結後、売払代金の納付期限までに指定された納付方法により売払代金の残金を一括で納付すること。売払代金の納付にかかる費用は落札者の負担とする。売払代金を期日までに納付した場合でも、契約締結期限までに契約しない場合は9の(1)のとおり、売却の決定が取り消されるものとする。

(1) 売払代金納付期限

令和7年11月4日（火）午後2時30分まで

(2) 納付方法

売払代金は、江南市が発行する納付書により納付すること。江南市が、納付期限までに売払代金の納付を確認できることを条件とする。

(3) 売払代金の残金は、売却価格から契約保証金（契約保証金に充当した入札保証金）を差引き、リサイクル料金を合計した金額となる。

11. 所有権の移転および名義変更

(1) 売却物件の所有権は、落札者が売払代金の残金を納付し、江南市が納付の確認をした時点で移転するものとする（契約を締結していることを条件とする）。

(2) 落札者に江南市より「一時抹消登録証明書」、「譲渡証明書」を渡すので、落札者への所有者変更手続きを行うこと。

(3) 引き渡しに要する費用および所有権移転に要する費用などは、落札者の負担とする。

12. その他

(1) 売却物件は経年による劣化、使用によるキズおよび不具合が複数箇所あるの

で、十分理解したうえで入札すること。売却物件に、種類・品質または数量に関して契約内容に適合しない状態であることを発見しても、契約金額の免除、減額、もしくは損害賠償の請求または契約の解除をすることはできない。

(2) 本契約の締結および履行に関して必要な一切の費用は、落札者の負担とする。

13. 問合せ先

愛知県江南市赤童子町大堀 9 0

江南市総務部総務課契約・庁舎管理グループ

電話番号 0 5 8 7 - 5 4 - 1 1 1 1 (内線 3 0 6)